

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 28 年 8 月 5 日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 改正の目的等

平成 27 年 12 月 25 日に「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）に制定され、また、特定個人情報の漏えい時における対応について個人情報保護委員会及び金融庁から告示等が示されたことを受け、本協会では通知文書及び『「個人情報の保護に関する指針」における個人番号の取扱いに係る留意点等』を改正し、特定個人情報の漏えい時には金融庁だけではなく個人情報保護委員会にも報告する旨、周知徹底しておりますが、他の認定個人情報保護団体と平仄を合わせ、「個人情報の保護に関する指針」（以下「個人情報保護指針」といいます。）の本文にもその旨明記するべく、当該指針の一部を改正することとします。

2. 方法等

個人情報保護指針第 22 条第 1 項への文章の追加

3. 改正案の説明

(1) 改正案

別添の資料をご参照ください。

(2) 説明

第 22 条第 1 項

特定個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に報告するとともに個人情報保護委員会にも報告する旨を追加します。

なお、実際に報告するにあたっては、金融庁発出の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に従う必要があります。

#### 4. 審議の経過・今後の日程感等

年月日	内容	備考
平成 28 年 1 月 14 日	会員向けに通知文書を発出 (金先協平 28 第 8 号 E)	金融庁から発出された「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」を周知し、当局報告時には協会へも写しを提出するように通知しました。
平成 28 年 2 月 3 日	『「個人情報の保護に関する指針」における個人番号の取扱いに係る留意点等』の改正	留意点等に、特定個人情報の漏えい事案等の発生に際しては、個人情報保護委員会の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」及び金融庁の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に従って対応する必要がある旨を追加しました。
平成 28 年 8 月 4 日	自主規制部会	自主規制委員会付議案の審議
平成 28 年 8 月 5 日	パブリックコメントの募集	9 月 5 日迄 5. を参照
平成 28 年 9 月中旬～下旬	自主規制委員会（書面）	理事会付議案の審議
平成 28 年 9 月下旬 ～10 月上旬	理事会（書面）	一部改正を決定 施行日は、理事会決定日となります。

#### 5. 意見等の募集について

今回の改正は、既に会員に通知文書等において周知徹底している内容ではありますが、顧客の個人情報保護に係る事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施することとします。

##### (1) 公表資料及び公表方法

規則案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

##### (2) 意見等の募集期間

平成 28 年 8 月 5 日から平成 28 年 9 月 5 日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(宛先)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3 NBF小川町ビルディング  
一般社団法人 金融先物取引業協会 パブリックコメント係 宛  
E-mail : public\_comments\_ffaj@ffaj.or.jp

(4) 意見等の処理等

- ① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対する回答を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて規則案を修正します。
- ② 規則案を修正した場合、当該修正が当初案の趣旨を変更するようなものでないときには自主規制部会長の了解を得て、当該修正後の規則案を自主規制委員会へ付議するものとします。当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は自主規制部会長が必要と認める場合には、当該修正した規則案について自主規制部会に了解を得た上で、自主規制委員会に付議するものとします。

(5) 規則制定の内容の公表

理事会で規則の制定が決定した後、一般ホームページにおいて(4)の意見等に対する回答等とともに制定する規則の内容を公表します。

**6. 規則等施行後の取組状況の確認等**

会員における個人情報保護指針の運用状況については、協会実地監査等で確認するものとします。

**7. その他**

本改正の施行日は、理事会決定日となります。